

自民党の改憲要綱案反対！ 憲法第九条を守ろう

七月七日、自民党の新憲法起草委員会は、改憲要綱案を発表しました。これは、十一月に発表する「新憲法」草案のたたき台になるものとされています。

要綱案によると、前文に盛り込むものとして、「国民統合の象徴たる天皇と共に歴史を刻んできた」、「国際協調を旨とし、積極的に世界の平和と諸国民の幸福に貢献する。地球上いずこにおいても圧政や人権侵害を排除するため不断の努力を怠らない」としています。現憲法の九条にあたる「安全保障及び非常事態」の項では、「自衛のために自衛軍を保持する。自衛軍は、国際の平和と安定に寄与することができる」と、軍隊の保持を明記しています。

改憲勢力の憲法改正の核心部分は、この点にあります。

集団的自衛権は、「我が国が攻撃されていないにもかかわらず、我が国と密接な関係を有する国が攻撃を受けた場合、我が国に対する攻撃と見なして反撃する権利」とされています。日本政府は、集団的自衛権の行使については、「我が国が国際法上、集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、集団的自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲を超えるものであって、憲法上許されない」（八一年政府答弁）とし、その後もくり返し答弁しています。

要綱案では、九条の「戦力の不保持」を変えて、自衛軍を保持するとしています。集団的自衛権の行使を可能にするためのものです。集団的自衛権自体は、個別的自衛権とともに国連憲章第五条に、各国がもつ固有の権利として明記されていますが、現在の世界情勢や日本とアメリカの関係からすれば、集団的自衛権の行使は、アメリカとの同盟以外には考えられません。また、アメリカは、世界の世論を敵に回して、単独行動主義をとりつけています。

アメリカがイラク戦争をはじめるとき、「フセインの圧政から民衆を解放する」が理由の一つでした。要綱案前文の「圧政や人権侵害を排除する」ために自衛軍を派遣できるとすることは、まさにアメリカとともに世界のどこでも戦争ができるようにすることです。

自衛隊幹部は、「自衛隊は国際基準で見て軍隊であるべきだと思っし、軍隊の要素をたくさんもっている。軍法会議がないという点では普通の軍隊組織とは違う」とっています。改正要綱案では、「軍事裁判所を設置する」と明記されています。まさに、軍隊組織に変えることです。

改憲の策動は、戦争の違法化を進める国際社会の動向にも真つ向から反するものです。全人類の歴史に逆らつものです。

私たちは、憲法を改悪することに反対します。

右決議します。

二〇〇五年七月九日

埼玉県高等学校教職員組合 第四回分会・専門部代表者会議